

<委託者>

全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）

<受託者>

① 社団法人全国労働衛生団体連合会

② 社団法人全日本病院協会

③ 一般社団法人日本人間ドック学会・社団法人日本病院会

} 傘下の医療機関

特定健診等事業の実施における留意事項

平成 21 年 5 月

1. 対象者

- 全国建設工事業国民健康保険組合（以下「当組合」という）では、40歳以上の対象者全員に「特定健診受診券」を発券し、39歳以下の方には発券していません。
- 当組合員・家族が特定健診を受信する際は、必ず受診券が必要となります。

2. 特定健診の基本項目

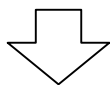
- 血糖検査と HbA1c は両方実施（血糖検査は食後であっても実施）
- 基本項目の単価は 6,825 円で全額組合負担です。貴機関が他の契約（医師会等が取りまとめている集合 B 契約等）にも締結している場合は、委託契約書第 6 条 2 項に基づき、安価な単価を優先して請求してください。

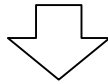
3. 詳細な健診項目

- 医師の判断で詳細な健診項目を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）の判定基準（委託契約書の別紙 4 参照）に基づいて実施し、受診者に十分な説明を行い、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述してください（この場合の費用負担は全額組合負担）。
- また、当組合では、医師の判断で実施しなかった場合でも、受診者が「追加健診項目」の中から選択し実施できるようにしています（この場合の費用負担は組合負担上限額 2,000 円）。

4. 追加健診項目

- 当組合で定めた「追加健診項目」は以下の 10 項目ですが、下記の中から、受診者が希望する項目を事前に選んでもらい、特定健診基本項目と同時に事前予約してもらいます。





眼底検査 (※1,176円)
貧血検査 (※231円)
心電図検査 (※1,365円)
胸部エックス線検査
上部消化管エックス線
血清尿酸
聴力検査
血清クレアチニン
視力検査
喀痰検査

《注意！》

●左記 10 項目を全て実施するとは限りません。受診者の希望選択です。

●眼底検査 (※1,176円)
心電図検査 (※1,365円)
貧血検査 (※231円)
の 3 項目以外は実施機関の定める金額で実施していただいてもかまいません。

●左記 10 項目以外の追加健診項目は自己負担で対応してください

- 追加健診項目に対する **組合負担上限額は 2,000 円税込** (2,000 円を超えた金額は、受診日当日個人負担) です。
- 『厚労省指定のファイル形式 (XML) で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できること』が追加健診実施のための条件となります。XML 形式で対応できない実施機関は、追加健診、人間ドックを実施しないで下さい。(P7 フロー図参照)。但し、年度途中で変換可能になった場合は、当組合本部にご連絡いただき、所定の手続きをした後、実施可能となります。その場合の連絡先は TEL : 03-5652-7032 まで。

5. 費用・健診データの送付先は所在地の国保連合会です（支払基金ではありません！）

- 受診券を利用して実施した「特定健診基本項目」・「追加健診項目」・「人間ドック」の費用請求、健診結果データはXML形式で所在地の国保連合会に送付してください。
- その際、厚労省指定のファイル形式（XML）で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが健診実施の条件となります。
- 当組合では、あらかじめ受診者に「組合指定医療機関リスト」を配付し追加健診・人間ドックについて受診可能な機関を○、×で標記し周知しています。この情報は取りまとめ団体から提示された情報を基に作成しています。

6. 人間ドックについて

- 実施機関の定めた内容で人間ドックを実施してかまいませんが、保険者負担上限額 8,825 円を越えた金額は、自己負担となるので健診日当日徴収してください。（詳しくは次項 7. 受診券の※4を参照）
- 実施した項目全て（JLAC10 コードにない項目を除く）を厚労省指定のファイル形式（XML）で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが人間ドック実施のための条件となります。但し、年度途中でXMLで変換可能になった場合は、当組合本部にご連絡いただき、所定の手続きをした後、実施可能となります。その場合の連絡先は TEL：03-5652-7032 まで。

7. 受診券 : 当組合の受診券の標記は下記のようになっています

健診内容			実施形態	窓口の自己負担額		保険者負担上限額
				負担額	負担率	
特定健診	基本項目		個別 0円	—	—	※1
	詳細項目		集団 0円	—	—	
その他	追加項目		個別 —	—	2,000円	※3
			集団 —	—	2,000円	
	評価	生活機能 チェック	—	—	—	—
		生活機能 検査	—	—	—	—
人間ドック			個別 —	—	8,825円	※4
			集団 —	—	8,825円	

※1
基本項目（6,825円）は全額組合負担

※2
医師の判断で実施した場合は、全額組合負担です。自己負担なし。

※3 ●当組合の定めた10項目(前項参照)のなかから受診者が希望する項目(事前予約をしてもらう)を実施。
●2,000円を超えた場合は、超過分を受診者から当日徴収。
●追加健診のみの実施は不可！特定健診基本項目と同時に実施すること。
●ファイル形式(XML)で対応できることが実施のための条件となります。XMLで対応できない実施機関は実施しないで下さい。

※4

- この欄は一律8,825円と標記されます。●実施機関の定めた内容で人間ドックを実施してかまいませんが、8,825円を越えた金額は、自己負担となるので健診日当日徴収してください。
- 厚労省指定のファイル形式(XML)で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが人間ドック実施のための条件となります
- 受診者は、人間ドックを受診した場合、特定健診基本項目(※1)と追加健診項目(※3)の助成は受けられません。

- 受診券は6月上旬に、対象者個人宅に配送いたします。
受診券裏面が問診票になっています。
問診票は、事前記入したものを受診日実施機関に提出するよう周知しています。

- 受診券を利用した場合の請求区分パターンは、以下の5通りです。

請求区分① 特定健診基本項目のみ ⇒ (個人負担なし)

請求区分② 特定健診基本項目＋詳細項目⇒ (個人負担なし)

請求区分③ 特定健診基本項目＋追加健診 ⇒ (※1)

請求区分④ 特定健診基本項目＋詳細項目＋追加健診⇒ (※2)

請求区分⑤ 人間ドックを実施 (組合負担上限額 8,825 円)

《注意！》

- 左記5とおりの請求パターンは存在しません

- (例えば)

「追加健診＋人間ドック」の請求を国保連合会に提出すると返戻され、誤請求分は実施機関払いとなります。

- ※1,※2について基本項目と詳細項目は全額組合負担、追加項目は組合負担上限額が2,000円です

8. その他 詳細事項は各取りまとめ団体と締結した委託契約書をご参照ください。

9. 健診項目別、費用決済データ送付先のフロー図

